

船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための医療機関環境整備事業 補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の2第1項に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関し、法第19条の3第1項に規定する診断書（以下「医療意見書」という。）を作成する法第19条の3第1項に定める指定医（以下「指定医」という。）の勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「指定医が勤務する医療機関」という。）が行う、医療意見書のオンライン化の推進を図ることを目的として交付する。

2 補助金の交付に関しては、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、本市に所在する指定医が勤務する医療機関とする。ただし、他自治体で同様の医療機関オンライン化支援事業の補助金の交付を受けたものまたは申請しているものは対象外とする。

2 補助金の交付の対象とする経費は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 院内システムから医療意見書のファイルを出力し、USB等の電子記録媒体又は安全なネットワークを介して、インターネットに接続している端末にコピーし、厚生労働省が構築するオンライン登録システム（以下、「データベース」という。）にアップロードするために必要な院内システム改修費、USB等の電子記録媒体及びインターネット接続用端末購入に係る経費
- (2) ブラウザで医療意見書の内容をデータベースに直接入力するためのインターネット接続用端末購入等に係る費用

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、前条第2項に掲げる経費の額から寄付金その他の収入額を控除した額に、 $1/2$ を乗じて得た額（50千円を上限とし、1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額。）とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、補助事業を行おうとする年度の1月31日までに第1号様式により、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請には、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 第2号様式による事業計画書
- (2) 第3号様式による収支予算書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

3 補助金の交付を受けようとするものは、第1項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この

限りでない。

(交付の決定)

第5条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助対象者」という。）に対する通知は、第4号様式により、通知するものとする。

2 市長は、第4条第3項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(交付の回数)

第6条 本補助金の交付は1つの医療機関に対し、1回限りのものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(実績の報告)

第8条 事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）はその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、第5号様式に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 第2号様式による事業報告書
- (2) 第3号様式による収支決算書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

2 第4条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助対象者は、前項の規定によ

る実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、補助金の額を確定したときは、当該補助対象者に対し、第6号様式により、通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、補助対象者が第2条の対象者の要件を欠くに至ったときは、交付決定を取り消すものとし、第7号様式により、通知するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助対象者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第8号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。なお、補助対象者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

第1号様式

船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための
医療機関環境整備事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
医療機関名
代表者職氏名
電話番号

下記のとおり小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための医療機関環境整備事業を実施したいので、船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための医療機関環境整備事業補助金交付要綱第4条の規定により補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金申請額 _____ 円
- 2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の内訳
第2号様式による事業計画書及び第3号様式による収支予算書のとおり
- 3 消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

① 補助金交付額の算定

<input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
<input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
※ 確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

② ①で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

<input type="checkbox"/> 免税事業所である
<input type="checkbox"/> 簡易課税事業所である
<input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/> その他

第2号様式

船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための
医療機関環境整備事業実施計画（報告）書

区 分	内 容	
1. 医療機関	医療機関名	
	医療機関コード	
	小児慢性指定医の氏名 ※複数在籍する場合は1名のみ 記載し他〇名とすること。	
2. 補助事業の 具体的な内容		
※見積書・カタログ等を添付すること。		

第3号様式

船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための
医療機関環境整備事業収支予算（決算）書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引額 (A) - (B)	内訳明細書
本補助金				
自己資金				
うちその他助成金				
うち寄付金				
計				

2 支出

(単位：円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引額 (A) - (B)	内訳明細書
計				

- (注) 1 申請時は、予算額 (A) のみを記載すること。
2 支出の区分は、支出科目とすること。
3 収入の計と支出の計は一致すること。
4 第1号様式3消費税の適用に関する事項①補助金交付額の算定において「消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定」を選択した場合は、税抜額を記入すること。

第4号様式

船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための
医療機関環境整備事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付で申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知いたします。

補助金等名称	船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための医療機関環境整備事業補助金
補助事業等名称	船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための医療機関環境整備事業
補助対象経費額	円
算定基準額	円
交付決定額	円
交付額の確定	本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、要綱第3条の規定を適用して算定した額と上記交付決定額のいずれか低い額により行う。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する。
交付条件	要綱第7条のとおり

(注)上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取り下げをすること。

第5号様式

船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための
医療機関環境整備事業補助金交付実績報告書

年 月 日

船橋市長

あて

所在地
医療機関名
代表者職氏名
電話番号

船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための医療機関環境整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり実績報告をいたします。

年 月 日	年 月 日
番 号	第 号
補 助 年 度	年度
補 助 金 等 名 称	船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための医療機関環境整備事業補助金
補 助 事 業 内 容	船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための医療機関環境整備事業
交 付 決 定 額	円
補助対象経費実績額	円
着手年月日及び 完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	1 第2号様式による事業報告書 2 第3号様式による収支決算書 3 その他市長が必要があると認める書類

第6号様式

船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための
医療機関環境整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日
第 号

様

船橋市長

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金等の額を確定したので通知いたします。

年 月 日	年 月 日
番 号	第 号
補 助 年 度	年度
補 助 金 等 名 称	船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための医療機関環境整備事業補助金
補 助 事 業 等 名 称	年度船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための医療機関環境整備事業
交 付 決 定 額	円
補 助 対 象 経 費 額 実 績 額	円
算 定 基 準 額	円
補 助 率	1 / 2
交 付 確 定 額	円

第7号様式

船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための
医療機関環境整備事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付、 第 号により通知した補助金交付決定を取消したので通知いたします。

補 助 年 度	年度
補 助 金 等 名 称	船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための医療機関環境整備事業補助金
補 助 事 業 等 名 称	年度船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための医療機関環境整備事業
取 り 消 し 理 由	
交 付 決 定 額	円
取 消 し 額	円

第8号様式

船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための
医療機関環境整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
医療機関名
代表者職氏名
電話番号

年 月 日付、第 号により交付決定があった船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための医療機関環境整備事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 _____ 円

2 確定申告により確定した船橋市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録のための医療機関環境整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 _____ 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

- ・返還額算出シート
（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）
- ・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

別添 添付書類チェック表

※本用紙と合わせて該当する添付書類を提出してください。

申告方式	添付書類	提出書類 に☑
消費税の確定申告の義務がない	○免税事業所であることを証する書類 【任意様式】	<input type="checkbox"/>
簡易課税方式により申告している 場合	○消費税確定申告書(簡易課税用)(写)	<input type="checkbox"/>
公益法人(一般社団法人、社会福 祉法人、宗教法人)等で特定収入 割合が5%を超えている場合	○消費税確定申告書(写) ○消費税確定申告書付表2(計算表)(写) ○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%以上かつ課 税売上高が5億円以下の法人等	○消費税確定申告書(写) ○消費税確定申告書付表2(計算表)(写)	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課 税売上高が5億円超の法人等であ って一括比例配分方式により消費 税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課 税売上高が5億円超の法人等であ って、個別対応方式により消費税 の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>